

令和6年度尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務に係る プロポーザル実施要項

1 趣旨

あまよう特別支援学校に在籍する児童生徒の多くは、身体的な障害、知的障害を併せ持つ重度重複障害児であり、基礎疾患がある。ごくわずかな体調の変化の見落としが即生命にかかわるため、児童生徒に対する看護行為に十分な知識と経験のある看護師を配置し医療的ケアを行うことで、児童生徒が安全、安心して学校生活を送ることができるように支援体制を整備する必要がある。

上記のような状況を鑑み、安定した医療的ケアを実施するための体制を確保するため、公募型プロポーザル方式により複数年契約を可能とする事業者を募集し決定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務

(2) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、契約の履行状況が良好な場合、かつ、この事業の関係予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和9年3月31日までの委託契約の更新を予定する。

(3) 業務内容

別紙「令和6年度尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 予算額について

本プロポーザルにおける提案限度額は、52,931,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、提案限度額は、予算額と同額とは限らない。

この尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務は、同業務の令和6年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は同業務を実施せず、また、これに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害において負担しないこととする。

3 参加条件等

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

ア 尼崎市において対象事業の令和6年度入札参加資格を申請していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。

ウ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。

エ 法人格を有し、労働者派遣事業を行うための、厚生労働大臣の許可を既に取得してお

- り、且つ、本派遣業務を円滑に遂行できること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- カ 本業務に関わる者（看護師本人を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- キ 本市の指定する仕様書に基づく、尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務を実施できること。
- ク 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ケ 国税、地方税を完納している者であること。

4 プロポーザルの提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

(1) プロポーザル応募申請書

（様式 1）に従い記入し、記名捺印の上、提出すること。

(2) 企画提案書（各業者で作成したもの）

前上記 2「業務の概要」を実現するために貴社が提供できる業務内容等について、以下の項目に基づき記載すること。

ア 申請者の本業務に関する企業理念

イ 申請者の医療的ケア児に関する理解度、研究体制

ウ 申請者の事業方針と事業関連性

エ 看護師の採用体制

オ 看護師の研修体制

カ 看護師の管理体制及び勤務校や教育委員会との連携

キ 危機管理体制

ケ 法令遵守体制

(3) 参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。提案全体の見積額とその内訳記載）

(4) 添付書類（詳細は「様式 1」及び本要項 P.4 の 9「その他」(3)「地域経済活性化に係る加点措置」欄を参照）

5 提案書等の提出手続きについて

(1) 提出場所

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当

住所 〒661-0024 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号

（尼崎市教育・障害福祉センター 3 階）

電話 (06) 6423-2553 FAX (06) 4950-5658

(2) 提出方法

ア 企画提案書は、A4判型とし、表紙をつけて10部提出すること。また、参考見積書はA4判縦型とし、1部提出すること。

イ これらは郵送または持参すること。

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(3) 提出期限

令和6年1月31日（水）午後5時まで（プロポーザル応募申請書と添付書類）

令和6年2月14日（水）午後5時まで（企画提案書）

(4) 募集に関する要項等の配布方法

市のホームページにて公表（令和6年1月17日（水）からダウンロード可能）

(5) その他

ア 提案書等は1者につき1案のみ提出すること。

イ 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

ウ 期限までに公募型プロポーザル方式の応募申し込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者は、当公募型プロポーザル方式に参加できない。

6 質問・回答について

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（様式2）に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailを記載し、特別支援教育担当へ電子メール（必要に応じてFAX可。ただしFAXでの質問を行う場合は、送付後に特別支援教育担当に到着確認をすること。）にて送付すること。

なお、質問書の提出期限は、令和6年1月30日（火）午後5時までとする。質問書に対する回答は、令和6年2月7日（水）午後5時までに回答する。なお、回答書は、本プロポーザルへ応募した全業者に対して、FAXまたはメールにて送付する。

7 プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和6年2月21日（水） 午後1時30分～

参加業者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。

(2) 実施場所

尼崎市教育・障害福祉センター 3階 教育委員会室

(3) その他

提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。プロジェクター、スクリーン等は用意するので、ノートパソコン等を持参すること。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。また、機器の準備等は説明時間に含まれるので、注意すること。

8 審査及び選定結果の公表

- (1) プロポーザルを特定するための評価は、尼崎市教育委員会職員で構成する審査委員会で企画提案書及びヒアリングにより審査する。
- (2) 無効となるプロポーザル
プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。
 - ア プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - イ プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
 - ウ 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) プロポーザルを提出した全ての業者に対して、選定結果を通知する。
- (4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- (5) 選定結果については、令和6年2月下旬頃に通知する予定である。
- (6) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他提出資料については返却しない。
- (3) 尼崎市は、当該派遣業務契約にあたり、選定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。

なお、地域経済活性化に係る加点措置をする。

市内事業者、準市内事業者からの提案に対しては、地域経済活性化の観点から、一定の加点をする。市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請書の提出時点で行う。

- ・市内事業者 … 尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者
- ・準市内事業者… 尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者
- ・市外事業者 … 市内事業者、準市内事業者以外の事業者

- (4) 選考基準について

本業務の受託者の決定にあたっては、「令和6年度尼崎市立あまよう特別支援学校等看護業務委託仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングでの説明、質疑応答に基づき、次の審査項目において審査し、受託候補者の順位付けを行う。

- ア 業務実績（小児医療）
- イ 看護師の採用システム
- ウ 企業方針
- エ 看護師の研修体制
- オ 看護師の勤務状況の把握と指導
- カ 勤務校や教育委員会との連携

- キ 看護師のサポート体制
- ク 危機管理体制
- ケ コストの考え方（見積価格）

10 プロポーザル実施スケジュール（予定）

令和6年1月17日（水）	実施要項等の公表 （市ホームページに掲載）
令和6年1月17日（水）～ 令和6年1月30日（火）午後5時	質問の受付期間 （随時質問業者へ回答）
令和6年1月31日（水）午後5時	プロポーザル応募申請書提出期限
令和6年2月7日（水）午後5時	質問に対する回答
令和6年2月14日（水）午後5時	企画提案書提出期限
令和6年2月21日（水）午後1時30分～	プレゼンテーション及びヒアリング
令和6年2月下旬	結果通知
令和6年2月下旬以降	決定業者と業務の詳細協議
令和6年3月下旬	令和6年度契約締結 （令和6年4月1日契約）

■ 問い合わせ先 ■

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当

（住所） 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

（尼崎市教育・障害福祉センター3階）

（電話） (06) 6423-2553 FAX (06) 4950-5658

（E-mail） ama-tokubetsushien@city.amagasaki.hyogo.jp